

増毛町

潮風を感じて……

あなたと議会をむすぶ

# 議会だより



雄冬海岸

発行 / 増毛町議会 編集 / 議会広報特別委員会  
〒077-0292 増毛町弁天町 3 丁目 61 番地 TEL/53-1311

## 増毛中学校入学式



～ 増毛中学校入学式 ～

### 第1回定例会

人事案件・一般議案・条例改正等・補正予算など …… 2～4P

各議員の賛否一覧 …… 5P

令和3年度 増毛町各会計予算等審査特別委員会開催 …… 6～9P

町長からの行政報告 …… 10P

一般質問『ズバリ 町政のここが聞きたい!!』 …… 11～27P

議会のうごき、編集後記 …… 28P



第165号

令和3年5月6日

# 令和3年度増毛町各会計補正予算を可決

## 増毛町教育長・佐藤敏治氏の任命に同意 未使用墓地返還促進のため墓地設置及び管理条例の一部改正を可決

増毛町議会第1回定例会は、3月9日から19日までの11日間の会期とし、初日には一般会計ほか5会計の補正予算などの議案審議、令和3年度各会計予算審査のため、予算審査等特別委員会を設置、2日目には一般質問を行い、3日目には予算審査等特別委員会報告を受け、令和3年度各会計予算をいずれも原案のとおり可決しました。

審議された案件、補正予算の内容についてお知らせします。

# 令和3年 第1回定例会

3月9日～19日開催

## 人事案件

◆増毛町教育長の任命について  
本年3月31日をもって任期満了となる、佐藤敏治氏の再任に同意しました。

## 一般議案

◆増毛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について  
光ブロードバンド整備事業の実施にあたり、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、計画の一部変更について、原案のとおり可決されました。

◆工事請負契約の締結について  
契約予定価格が5千万円を超える工事請負契約の締結について1件の提案があり、原案のとおり可決されました。  
◎工事名 北海道公設光ファイバ整備推進協議会高度無線環境整備工事 増毛地区整備

◎契約金額

1億1880万円

◎契約先

東日本電信電話(株)

北海道事業部長 阿部 隆

◎契約の方法 随意契約

◆財産の譲与について

増毛港整備にあたり、国の直轄事業施工のため、財産譲与の提案があり、原案のとおり可決されました。

【譲与する財産】

◎種類 外郭施設

◎名称 北防波護岸

◎所在地

増毛町港町769番地先

◎構造及び数量

胸壁工 延長200m

消波工 延長316・39m

◎譲与の時期

譲渡協定書を締結した日

◎譲与の相手方

国土交通省

北海道開発局長 倉内 公嘉

◆財産の貸付けについて

前年度に貸付けした増毛港灣敷地内の固定施設敷地を、本年度も継続して貸付けする提案について、原案のとおり可決されました。

◆増毛町さくらますスモルト化施設指定管理者の指定について

増毛町さくらますスモルト化施設指定管理者指定期間満了にあたり、次の者を指定管理者として選定し、原案のとおり可決されました。

◎所在地

天塩郡天塩町字川口5788番7

◎名称

一般社団法人 留萌管内

さけ・ます増殖事業協会

会長 菅井 好文

◎期間

令和3年4月1日～

令和6年3月31日



条例制定・改正・廃止

◆増毛町債権放棄に関する条例の制定

地方公共団体の権利の放棄について、地方自治法で「法律もしくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合」と規定されていることから、個々の債権放棄について債権管理の適正化を図るため、本条例を制定しました。

◆増毛町地域福祉基金条例の一部を改正する条例

低金利が続き運用利子の増加が見込めないため、国債等での有利な運用ができるよう、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

未使用墓地の返還を促すため、やむを得ない事情により未使用のまま返還する場合に墓地使用料を返還できるよう、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町アワビ中間育成センター設置条例を廃止する条例

令和3年3月末をもって増毛町アワビ中間育成センターを廃止するため、本条例を廃止しました。

◆増毛町公園条例の一部を改正する条例

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町火災予防条例の一部を改正する条例

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴い、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を

改正しました。

◆増毛町介護保険条例の一部を改正する条例

3年に一度の介護保険料率の見直しによる保険料の改正及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義等の変更を行うため、本条例の一部を改正しました。

◆増毛町特別会計条例の一部を改正する条例

明和園の改築が複数年にわたり、継続費を設定して行うことから福祉施設整備特別会計として執行できるよう、本条例の一部を改正しました。

補正予算

◆一般会計

歳入歳出ともに、2億214万3千円が増額されました。歳入は、地方創生臨時交付金及び頑張れ増毛応援寄附金の増

額と町債の減額が主なものです。歳出は、ふるさと納税経費、光ケーブル整備事業一括負担金及び増毛港港湾整備事業負担金の増額と老人保護措置費及び橋りょう長寿命化工事費の減額が主なものです。

◆観光施設事業特別会計

歳入歳出ともに、266万3千円が減額されました。

歳入は、温泉施設使用料及び一般会計繰入金を減額したものです。

歳出は、温泉施設費の燃料費及び光熱水費、スキー場の会計年度任用職員報酬及び消費税納付金の減額が主なものです。

◆診療所事業特別会計

歳入歳出ともに、738万7千円が減額されました。

歳入は、国庫支出金及び道支出金の増額と診療報酬収入、一部負担金収入及びその他の診療報酬収入の減額が主なものです。歳出は、施設管理費及び医療費の減額が主なものです。

◆介護保険特別会計

歳入歳出ともに、458万円が減額されました。  
歳入は、一般会計繰入金の増額と町債の減額が主なものです。  
歳出は、サービス事業費の減額が主なものです。

◆港湾整備事業特別会計

歳入歳出ともに、8万円が減額されました。  
歳入は、一般会計繰入金が増額と港湾使用料等の減額が主なものです。  
歳出は、報酬、旅費及び印刷製本費を減額したものです。

◆簡易水道事業会計

収益的収支の収入について、他会計補助金60万9千円を増額しました。  
支出は、予備費60万9千円を増額しました。

## 令和2年度 補正予算概要

主な補正内容について説明しています。千円以下の端数については省略しています。

### 一般会計

歳入歳出 **2億 2,141** 万円の増額  
総 額 **63億 2,295** 万円に

歳入

地方創生臨時交付金… 4,646 万円増  
頑張れ増毛応援寄附金… 9,000 万円増  
公共施設整備等基金繰入金… 1億 5,656 万円減  
町債(町有物件解体事業債ほか)… 1億 873 万円減

歳出

頑張れ増毛応援基金積立金… 1億 200 万円増  
光ケーブル整備事業一括負担金… 6,435 万円増  
老人保護措置費… 1,466 万円減  
増毛港湾整備事業負担金… 3,000 万円増

### 観光施設事業特別会計

歳入歳出 **266** 万円の減額  
総 額 **5,627** 万円に

歳入

浴場使用料… 127 万円減  
一般会計繰入金… 139 万円減

歳出

温泉施設燃料費… 120 万円減  
スキー場会計年度任用職員報酬… 50 万円減

### 診療所事業特別会計

歳入歳出 **739** 万円の減額  
総 額 **3億 344** 万円に

歳入

国民健康保険診療報酬収入… 4,085 万円減  
一般会計繰入金… 5,050 万円増

歳出

会計年度任用職員報酬… 161 万円減  
医薬品及び衛生材料費… 326 万円減

### 介護保険特別会計

歳入歳出 **458** 万円の減額  
総 額 **10億 22** 万円に

歳入

一般会計繰入金… 3,266 万円増  
町債(特別養護老人ホーム建設事業債)… 3,220 万円減

歳出

食材料料費(サービス事業費)… 142 万円減  
洗浄・除菌水生成器購入費… 388 万円減

### 港湾整備事業特別会計

歳入歳出 **8** 万円の減額  
総 額 **2,102** 万円に

歳入

港湾使用料… 97 万円減  
一般会計繰入金… 93 万円増

歳出

PBS 審議会委員報酬… 4 万円減  
印刷製本費… 3 万円減

### 簡易水道事業会計

収益的収入及び支出 **61** 万円の増額  
支出総額 **2,800** 万円に

収益的収入

一般会計補助金… 61 万円増

収益的支出

予備費… 61 万円増

令和3年第1回定例会 審議した議案と各議員の賛否

番 号	事 件 名	議員名 (議席順)										議決結果	
		合羽井達男	川島 優	酒井 倫明	大井紀美恵	松倉 清道	上野 剛	菅原 幸弘	西山 征二	岩崎 俊一	小田 緑		飛内 眞吾
議案第3号	増毛町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第4号	工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第5号	財産の譲与について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第6号	令和2年度増毛町一般会計補正予算(第10号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第7号	令和2年度増毛町観光施設事業特別会計補正予算(第5号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第8号	令和2年度増毛町診療所事業特別会計補正予算(第7号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第9号	令和2年度増毛町介護保険特別会計補正予算(第6号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第10号	令和2年度増毛町港湾整備事業特別会計補正予算(第4号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第11号	令和2年度増毛町簡易水道事業会計補正予算(第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第12号	増毛町債権放棄に関する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第13号	増毛港湾施設の貸付けについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第14号	増毛町地域福祉基金条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議 原案可決
議案第15号	増毛町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第16号	増毛町アワビ中間育成センター設置条例を廃止する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第17号	増毛町さくらますスモルト化施設指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第18号	増毛町公園条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第19号	増毛町火災予防条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第20号	増毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第21号	増毛町介護保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	長 原案可決
議案第22号	増毛町特別会計条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第23号	令和3年度増毛町一般会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第24号	令和3年度増毛町国民健康保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第25号	令和3年度増毛町観光施設事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第26号	令和3年度増毛町診療所事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第27号	令和3年度増毛町介護保険特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第28号	令和3年度増毛町後期高齢者医療特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第29号	令和3年度増毛町港湾整備事業特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第30号	令和3年度増毛町福祉施設整備特別会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第31号	令和3年度増毛町水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第32号	令和3年度増毛町簡易水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第33号	令和3年度増毛町公共下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第34号	令和3年度増毛町砕石事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議案第35号	増毛町教育長の任命について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同 意
議案第36号	令和2年度増毛町一般会計補正予算(第11号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

※○は賛成、×は反対、欠は欠席、除は地方自治法第117条の規定による除斥、「議長」は議長のため採決に加わらなかった。

令和3年度

増毛町各会計予算等審査特別委員会開催

増毛町議会は町より提案された、令和3年度各会計予算案並びに関連する条例改正・廃止などの議案審議のため、特別委員会（委員長大井 紀美恵）を設置し、3月9日、18日、19日の3日間にわたり審議を行いました。

令和3年度当初予算については、前年度当初予算と比較し、8・5%の増となっています。

3日間にわたり活発な質疑を行った結果、原案どおり決定することを決め、閉会しました。

特別委員会で審議された内容、質疑等を要約し、一部掲載いたします。

委員会質疑内容

〔町税〕

▽西山委員 個人町民税、固定資産税の現年度分の徴収率は。また、滞納繰越分は何%を見込み予算上しているか。



～コロナウイルス感染症対策として全出席者がマスクを着用～

▼税務課長 町民税現年度分は98・5%、滞納繰越分は20%、現年分固定資産税は99%、滞納繰越分は15%を見込んでいる。

▽西山委員 現時点での滞納繰越分の徴収率は。税務課長 2月末時点の町民税現年度分の徴収率は89・98%、滞納繰越分は27・11%。固定資産税の純固定資産税分は、現年度分が98・75%、滞納繰越分が

10・23%。

〔火葬場使用料〕

▽合羽井委員 火葬場使用料が51万2千円、おそらく年間30件位、だと思いが、冬にかけて飲料水やトイレの水の出が非常に悪いと聞いているが、飲料水はどうしているのか。また、トイレの水の出が悪い理由は。

▼町民課長 トイレの水の出が悪いのは時期的なものと考えられる。水道飲料水は、管理人が役場から水を持ち込んで使用しているほか、葬儀社がポット等を用意している。

〔商工使用料〕

▽上野委員 商工使用料の184万5千円はリバーサイドパークの事だと思いが、業務委託先の収入にしたら、サービスに関する裁量が増え、今まで以上の営業成果が見込めるのではないか。

▼商工観光課長 町の使用料となるのは、テニスコートの使用料で条例で定められている。

キャンプ場の使用料は、業務委託先の収入となっている。

〔地域福祉基金〕

▽菅原委員 数ある基金の中でなぜ、地域福祉基金を国債などの有利な運用の対象としたのか。▼企画財政課長 今回の国債の運用については、一定額がなければそれなりの利息が付かないため、現在、1億円以上の残高がある地域福祉基金については、使う予定がないので、北海道債を購入したいと考えている。

〔財産管理費手数料〕

▽菅原委員 手数料として481万9千円計上されているが、支出内容は。

▼企画財政課長 令和3年度に解体するアワビセンターにある大型水槽などの備品等を不要物品として廃棄するための手数料。

〔地方バス路線維持費補助金〕

▽松倉委員 1552万3千円だが、沿岸バスで運行している、



増毛を経由し、一往復する「は  
ぼろ号」が冬くらいから運休し  
ているが、運行再開の話は聞いて  
いるか。運行再開後には、以  
前からオーベルジュに宿泊され  
るお客さんなどから、オーベル  
ジュ前で乗り入れできればとい  
う話を聞いたので、再開の目処  
が立ち要望が可能であればして  
いただきたいが。

▼町民課長 今の段階では運行  
事業者から運行再開については  
聞いていない。以前に沿岸バス  
ターミナルを壊した際に、オー  
ベルジュの前にバス停を設置し  
た経緯があり、その後利用者が  
少なく、地元の自治会からもう  
少し近いところにバス停を設  
置してほしいということで、今  
暑寒町1丁目にバス停を設けた  
経緯があるので、バスの運行事  
業者に要望はするが、決定は事  
業者次第だと考えている。

【らさんてサポーター報酬】

▽西山委員 らさんてサポーター  
はどのような仕事をしているの  
か。

▼町民課長 らさんてのサポー  
ターは13名で、主な業務は指導  
員の補助や受付等をしている。

【民生費(町社会福祉協議会補助金)】

▽松倉委員 社会福祉協議会へ  
の人件費負担だと思いが、ほぼ  
昨年と同額であり、明和園の速  
やかな移行を考えると、条件面  
はまだ詰まっておらず、今年は  
その辺の対応はしないというこ  
とか。

▼福祉厚生課長 そのとおりだ  
と考えている。

【老人福祉寮運営費・養護老人ホーム費】

▽小田委員 老人福祉寮と明和  
園のテレビは地上波以外のBS  
放送などが視聴できる環境にあ  
るか。

▼福祉厚生課長 老人福祉寮(や  
すらぎ荘)はBS放送の視聴は  
できない。

▼明和園長 明和園は現在、B  
S放送は視聴できないが、施設  
改築後については視聴が可能と  
なる予定。

【有害鳥獣捕獲用箱罠購入費補助金】

▽上野委員 従来のアライグマ  
を捕まえる檻だと餌だけ取られ  
てすぐ逃げられるとよく聞くが、  
新年度購入分も同じものを使う  
ということか。

▼農林水産課長 有害鳥獣駆除  
の購入費の補助金は、上限8千  
円の3期分で2万4千円を計上  
している。駆除方法は従前通り  
の二酸化炭素の窒息死を予定し  
ており、新年度からは現地で駆  
除できるよう予算計上している。

【鳥獣被害対策実施隊負担金】

▽上野委員 鳥獣被害対策実施  
隊について教えていただきたい。

▼農林水産課長 実施隊は猟友  
会を中心に組織しているメン  
バーで、有害鳥獣の駆除は、猟  
友会を通じて駆除をお願いして  
おり、アライグマの駆除は、町  
民の皆さんが捕獲したら役場に  
連絡をいただき、役場の職員が  
現地に赴いて処理している。鳥  
獣被害対策実施隊の対象となる  
有害動物はエゾシカ、熊、カラ  
ス、カモメ、アライグマ等。

令和3年度 増毛町各会計当初予算額

＜一般会計等＞		＜企業会計＞	
一般会計	49億2,300万円	水道事業会計	2億2,477万4千円
国民健康保険特別会計	5億1,140万円	簡易水道事業会計	2,579万6千円
観光施設事業特別会計	4,940万円	公共下水道事業会計	4億207万2千円
診療所事業特別会計	2億8,160万円	砕石事業会計	2億8,995万2千円
介護保険特別会計	8億9,690万円	【4企業会計合計】	9億4,259万4千円
後期高齢者医療特別会計	9,140万円	一般会計等及び企業会計合わせ <b>総額 85億 169万 4千円</b> (※前年当初予算比 +8.5%)	
港湾整備事業特別会計	1,770万円		
福祉施設整備特別会計	7億8,770万円		
【8会計合計】	75億5,910万円		

【公共施設トイレ改修工事】

▽合羽井委員 工事の内訳を教えてください。

▼商工観光課長 リバーサイドパーク施設のサニタリーハウスといきいき広場のトイレを和式から洋式に変えるもので、サニタリーハウスは男子の方を1つ、女子の方を3つ、いきいき広場は、男子の方を1つ、女子の方を2つ、和式から洋式に変更する予定。

【農業基盤整備事業補助業務委託料】

▽菅原委員 202万4千円計上されているが、補助業務の内容と委託先は。

▼農林水産課長 業務内容は、令和3年度の基盤整備完了後の農地及び農業用施設の施設台帳を作成し、緑情報システムにより、農地及び農業施設台帳を整理することで、道や町、土地連等の関係団体との情報を共有するために活用するもので、委託先は、北海道土地改良事業団体連合会を予定している。

【町肉牛飼育奨励金】

▽上野委員 奨励金40万円の対象事業者は何事業者あるのか。

▼農林水産課長 対象事業者は1件で、農協を通し補助している。

【森林所有者意向調査等委託料】

▽菅原委員 207万9千円計上されているが、森林所有者の件数、意向調査の内容、委託先は。

▼農林水産課長 対象件数は、現在334件を予定している。

委託先は、シン技術コンサルを予定しており、意向調査の内容は、所有山林の今後の経営や管理の意向を伺うものであり、間伐等を今までしたことがあるかを問うものとなっている。

【認定子ども園運営費】

▽松倉委員 新しい施設としてこども園を運営して何年か経つと思うが、現場スタッフ等から安全対策等の要望等は上がってきているか。要望に対し、令和3年度で予算化しているものがあるか。

▼総務学校課長 予算編成の前

には各小・中学校、認定こども園も含め、予算要望や消防の指摘事項等を全て検討して、予算を組んでいる。こども園は、外にある灯油タンクが、園舎に近いため、令和3年度の予算で移設を実施したいと思っている。

【教育用パソコン購入費】

▽上野委員 購入機種が決まっていれば、スペックを教えてください。

▼総務学校課長 台数は押さえているが、機種の設定はこれからになる。

【除雪業務委託料】

▽酒井委員 委託料の額が平成2年度と同額だが、算定はどのように行っているのか。

▼建設課長 除雪費の委託料は、毎年同額で予算を措置しており、毎年設計した金額に、おおよそこの金額になるため毎年同額で予算計上している。

▽酒井委員 2年度と3年度は同額で、以前は別の金額だった

ようだが、同じ金額ですと算定しているのか。その前も何年か続いているが、以前は少しづつ上がっていたが、数年前から同じ金額になり、2年度と3年度は同じ金額のようだが、以前は算定方法のベースがあつたような気がしたが、前年と同じ金額を計上するのか。

▼建設課長 除雪業務の委託料は、毎年積雪量も違うため、当初予算から見込めないもので、昨年と同額を計上し、降雪状況をみながら補正等を考えていくため、金額は2年、3年同額で措置している。

【温泉施設運営費】

▽小田委員 温泉施設の送迎の件だが、スクールバスだけは確保したということだったが、暑寒観光が廃業することにより、4月から送迎や温泉施設の窓口業務や清掃業務はどうなるのか。

▼商工観光課長 温泉業務とスクールバスの送迎は、新しい会社が設立される予定で、そちらに従来通りの業務を委託するよ



う話を進めている。

【温泉施設運営費】

▽松倉委員 今年度の温泉施設のオープン予定はいつか。

▼商工観光課長 例年は4月1日からの営業開始になるが、業務委託会社が変わるため、4月3日土曜日からの営業に向けて準備を進めている。

【市街診療所費】

▽西山委員 嘱託医師等の旅費について。医師が2人になり、派遣される医師も少なくなっていると思うが、何人分の医師の旅費を計上しているのか。

▼診療所事務長 嘱託の医師については47回分を計上している。

▽西山委員 年間1千6百万円の報酬は結構高い支出であり、医師が二人制になったので、もう少し派遣される医師の数を減らせないか。

▼診療所事務長 休日の医師については、これまで1人医師だったので、ひと月4週とすれば1週は診療所の医師で、残りの3

週は出張医が担当していたが、今は2人医師になり、出張医は2週に減ったため、月1回分は減っている。

【介護保険料】

▽西山委員 ①介護保険料の滞納繰越分27万7千円とあるが、全体的な滞納額は。

②第1号被保険者の大半の方は年金から引かれるが、年金受給者が滞納している原因は。

③今年度3月の不納欠損処分額の予定は。

④固定している滞納者に対する対応はどうしているのか。

⑤不納欠損した分は、公費で補てんすることになっているが、その取り扱いは。

▼福祉厚生課長

①滞納繰越分の予算計上は、令和元年度以前の滞納繰越見込額123万2千円及び令和2年度分滞納繰越見込額62万円の15%とし、合計27万7千円を計上している。滞納繰越予定額は185万2千円を見込んでいる。現在の状況は、令和元年度以前の

滞納繰越額に対する徴収率は37.27%で未納額105万円。令和2年度分の普通徴収は95.06%、未納額38万2千円で滞納繰越予定額は143万2千円程度の見込みとなる。

②基本的に普通徴収から特別徴収に変更になるが、特別徴収に変更にならない方もいることが滞納の大きな原因と考えられる。特別徴収にならない理由は、年金受給額が年額18万円未満の方

また、年金担保貸付制度により借り入れし、返済中の方も普通徴収のままとなる。

③不納欠損の予定額は、4件28万4500円を見込んでいる。

④固定化している滞納者の対応は訪問や電話により納入を促しているが、いつもの通りとな

っているのが現状。不納欠損になると、介護度認定後の介護サービス給付の制限や、自己負担割合の増額に繋がるとは度々お知らせしている。

⑤不納欠損の不足分は、被保険者が納入された介護保険料にてまかなっており、町費からは補

てんしていない。

【プレジャーボートスポット運営費】

▽合羽井委員 プレジャーボートスポットは、現在何艇ぐらい利用しているのか。

▼建設課長 現在海上会員が26艇、陸上会員が9艇となっている。



～ 活発な質疑を経て原案どおり決定された令和3年度予算案 ～

# 行政報告

令和3年第1回定例会では、町長から3点について報告がありました。



町長 堀 要約して町民の皆様にお知らせします。

①第8期介護保険事業計画に基づく、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料について

平成12年度から始まった介護保険制度は、平成30年度から令和2年度までの第7期計画での基準月額が6291円でした。

令和3年度からの3か年計画の第8期計画では、基準月額を6091円としており、第7期計画と比較して、200円の減額となっています。

減額となる主な理由は、昨年9月末の65歳以上の被保険者数1855人に対し、要介護・要支援者が427人、認定率は23・

0%で全道9位ではありますが、平成30年度から令和2年度の認定率の推移を見ると減少傾向に転換しています。

第8期計画の期間中も、認定率の減少が見込まれるため、介護給付費の抑制とともに保険料も減額しています。

将来的に認定率を抑えるためにも、町民の健康寿命の延伸を図ることが重要であり、適度な運動習慣や糖分・塩分を控えたバランスの良い食事に加え、お酒・たばこ等を控えた生活習慣の改善など、町民の健康づくり事業に町を挙げて取り組まなければならぬと考えていますので、町民の皆様のご理解をお願いします。

②新型コロナウイルス感染防止対策について

国内で新型コロナウイルス感染者が確認されてから1年以上経過し、国内の感染者は44万人、死者は8千人を超えています。

北海道においても、医療機関

や介護施設等で集団感染が多く発生し、留萌管内においても2件のクラスターが発生しました。

特に飲食では、マスクを外した会話が多くなり、感染のリスクが高くなりますので、家族以外では、5人以上の飲食の自粛が要請されています。

町内各職場においては、マスクの着用、手指の消毒など感染防止対策の徹底をお願いします。

当町では、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金を活用し、感染防止対策と社会経済の両立を図るための事業を推進してきました。事業を活用し、町内飲食店では、アクリル板を設置する店舗が多くなり、大変ありがたく思っています。

感染された方々やそのご家族に對しましては、偏見・差別・誹謗中傷がないよう、心に寄り添い理解を深め、接していただくようお願いいたします。

③ふるさと納税の状況について

当町のふるさと納税は平成29

年度に5億5千万円の寄附をいただいたことから減少に転じ、令和元年度の寄附額は3億2千万円となりました。

この様な中、令和2年度はふるさと納税の窓口となるインターネットの申込みサイトを増やし、また、インターネット広告を出すなどの取組を行った結果、3月5日現在で5億円を超える多くの寄附をいただいています。

寄附のお礼として、増毛町の特産品をお送りしていますが、人気の特産品は、たらこ、数の子、ポタンエビ、サクランボなど、どれも増毛町を代表する地場産品であり、ふるさと納税を通じて全国に増毛町の味覚をお届けできていますので、今後も町にふるさと納税をして良かったと感じていただけるような取組を行ってまいります。

ふるさと納税については、町内の各産業に好影響を与えているので、今後も強化してまいります。

# 一般質問 ズバリ 町政のここが聞きたい!!



今回の第1回定例会の一般質問は、本会議2日目の18日に行われ、7名の議員が13項目について、質問しました。

議員からの質問、町側の答弁の内容を要約して、町民の皆様にお知らせします。

### ※一般質問とは？

議員が町の行財政全般にわたって、町長などの執行機関に、疑問点をただし、将来に対する考え方や取り組み方の説明を求めることです。

増毛町議会では、年4回の定例会で一般質問をすることができます。

(参考：全国町村議会議長会議員必携より)



### 小田 緑 議員

- (1)新型コロナウイルス感染症対策について
- (2)SDGsジェンダー平等の実現について
- (3)核抜き条例の制定について



### 川島 優 議員

- (4)基金と町債残高について



### 松倉 清道 議員

- (5)新年度には人口4,000人を割り込むであろう当町の人口対策について
- (6)ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた新しい観光事業の在り方、新年度における当町の観光事業の方針について
- (7)増毛町で眠りたい。合葬式墓地整備の可能性について



### 酒井 倫明 議員

- (8)町道の維持管理について



### 合羽井 達男 議員

- (9)水道管(鋼管)腐食等による交換費用(個人負担)について
- (10)危機管理専従職員の配置について



### 上野 剛 議員

- (11)新規公営事業について



### 大井 紀美恵 議員

- (12)町民生活に密着した交通網の維持と安定した交通手段のための助成について
- (13)流雪溝の有効活用について



新型コロナウイルス感染症対策について

小田議員①

Q 感染症対策は

A しっかり対応していきたい



○小田議員

全道的にクラスターが散发して、変異株の確認もあり、まだまだ

厳しい状況が継続している。(1)PCR検査について、当町は、医療・高齢者介護施設等の職員を対象とした定期的な検査ができる仕組みが先日整えられた。(2)検査対象、特に明和園の実施率はどのくらいか。(3)変異ウイルスは、まだ十分な証拠はないものの小児の感染が多く、死亡率も高くなっている傾向にあるといわれている。今後、状況に応じて検査の範囲を教職員や認定こども園職員等に

広げていく考えはあるか。(2)当町の新型コロナウイルス予防接種について、様々な課題もあると思われる。

①ワクチン接種に従事する医療従事者の確保はどのようになっているか。

②約500人分という限られた数のワクチンをどのような人を優先して接種するよう検討するのか。

③集団接種により実施していく予定と広報されたが、会場までの足の確保はどのように行うのか。

④接種の優先対象者を決定する際、議事録を残し、町が真摯に取り組んだ経過を後に公開すべきだと思うが。

(3)生活保護の扶養照会について、生活保護の実施者は道であり、当町は申請受付窓口に過ぎない。扶養照会に関わる聞き取りをやめるべきだと考えるが。

○町長

(1)①検査対象は、明和園や町内の高齢者介護施設の職員のほか、診療所、歯科医院や調剤薬局の

医療施設と消防本部の職員合わせて、230人を検査対象としており、実施率は3名が検査キットを提出していないので、98・7%となっている。なお、明和園は全員が検査キットを提出している。

②検査の対象範囲の拡大は、今後の全国的な流れをみながら、必要か検討していきたい。

(2)①診療所の医師2名と看護師に、全面的に協力を得ることになっている。

また、診療所の診察と並行して接種を行うため看護師が不足しないように、退職した看護師に声を掛け、協力してくれることになったので、確保はできているものと考えている。

②接種の優先順位は、国からの指示では、まず65歳以上高齢者の接種を行い、次に基礎疾患を有する者と高齢者施設の従事者、最後に、その他の者の順に接種を行うこととなっている。4月26日の週に届く予定の1箱約500人分のワクチンは、国からの指示に基づき、また、地域の

実情を踏まえ、診療所の医師とも相談を行い、高齢者施設の65歳以上の方とその施設の介護職員など約300人に各施設を巡回して接種を行う予定。残りの200人分のワクチンについても、相談をしながら接種していきたい。

③今後のワクチン配分数など、国からの情報が不透明な中、日程を決めるのも困難な状況だが、送迎を希望する方へは、事前の希望調査や効率の良い送迎方法について検討し、状況に応じてしっかり対応していく。

④検討結果の議事録や資料は整理を行う。情報公開条例に基づく請求により公開することは考えられるが、自ら公開することまでは考えていない。

(3)生活保護の扶養照会は、道で行っており、町では協力要請により、受付時に申請者から扶養義務者の状況を聞き取りしている。

町としても、扶養義務者に関することは申請意思を欠くことにもつながる恐れがあり、十分

配慮するべきことだと認識しているが、道からの協力要請もあるので、可能な範囲で聞き取りを継続していきたい。

○小田議員

PCR検査について、3名の方が提出をしていないので100%でなかったというのは、なぜならなかったのか。

○福祉厚生課長

義務ではなく強制的なものではないが、会社を通し、こちらからは全員検査して欲しい旨も説明しており、今後も引き続き100%に近い提出を目標に進めていく。

○小田議員

ワクチン接種について、残り200人の接種は、65歳以上の高齢者に限らず、若くても持病を持っている人も優先されるべきと思うが。

○町長

若くても持病のある方は、国の指針では優先とはなっていないので、町の考えでそうした方を優先して接種することはできないと判断している。

○小田議員

送迎の希望を取るということだったが、郡部等はインフルエンザのワクチンをイメージすると、バスが出ると思っているが、市街地区の自力で行けない方はどう対応するか。

○町長

いつワクチンが届くかわからない状況で量的にもどうなるのか、接種する方をどんな形で選んでいくか、いろいろ検討しなければならぬところがたくさんあるが、できる限り送迎は対応したいと考えている。

また近くに、そうした方と一緒に来れる人がいたら、お願いもしてみたいと思っている。



～診療所に配備された  
-75℃対応ワクチン保管用超低温冷凍庫～

○小田議員

生活保護の扶養照会で、義務ではないが、道の要請があるから断らないでやるということだが、義務ではないから当町として尊厳を傷つけるので、断ることはできないのか。

○町長

道にも確認し、強制的ではないと返事はもらってはいるが、各町村に協力要請をお願いしているということであり、各自治体も協力している状況なので、当町でも協力していきたい。

SDGsジェンダー平等の実現について

Q 女性の登用率の計画は  
A 数値目標は定めていない

○小田議員

日本はジェンダー平等の後進国であり、そのことは2020年12月に世界経済フォーラムで

発表されたジェンダーギャップ指数によっても153か国のうち121位と明らかだ。2015年9月の国連サミットで採択されたSDGsでは、ジェンダー平等の実現のために「政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加及び平等なリーダーシップの機会を確保する」というターゲットが設定されている。当町の男女共同参画計画においても、基本目標に「さまざまな分野における男女共同参画の推進」が掲げられ、施策の基本方針には、「男女の意見がともに反映されバランスが取れた施策ができるよう環境整備を進め、政策・方針決定過程における男女の構成比の適正化に努めます」とされ、具体的には「審議会等への登用の促進」という見出しで「審議会等における女性委員の割合を拡大し、男女の均衡を図るよう積極的な女性の登用に努めます」と記載されている。  
(1)当町の男女共同参画計画策定

のプロセスについて、策定委員会はあったのか、この計画策定に関わった女性の比率はどの程度か。  
(2) 審議会等への登用率について、現状の女性委員の割合は、平成29年以降どのように推移しているか、国・道・管内と比較して高いのか低いのか。登用率を、いつまでに何割まであげる計画か。

○町長

(1) 平成13年に制定された「北海道男女平等参画推進条例」に基づき、翌14年に策定された「北海道男女平等参画基本計画」に掲げられた、市町村の計画策定率の目標を背景に、道から要請があり、当町も28年度に計画を策定した。

策定にあたっては、策定委員会を設置せずに、計画書作成手順を元に作成しているの、作成プロセスでの女性の参画はなかった。

(2) 都市計画審議会や教育委員会などの、地方自治法に基づく審議会、委員会及び民生児童委員

協議会など、国の機関が委嘱する委員への女性登用率の推移は、平成29年度18・9%から令和2年度22・8%と、向上きに推移している。

女性登用率の国、道内市町村、管内との比較は、元年度の当町が22・0%であり、国の39・6%と比べ大幅に低いもの、道内市町村の22・4%とは同程度であり、管内の20・2%よりは若干高い状況となっている。

また、増毛町男女共同参画計画では数値目標を定めてはいるが、各委員会、審議会委員への新たな委嘱の際には、女性登用率の向上に努める。



Q-シーのはてなQ-ド

SDGs とは？

SDGsとは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致により採択された17の国際社会の共通目標で、その下に169のターゲット、232の指標が決められています。

今回の一般質問のテーマとなった「ジェンダー平等」は17の目標の1つです。

○小田議員

策定委員会もなく、策定の際は女性が一人も入っていないかったのは残念だ。意思決定の場で女性の意見がしっかりと反映されるのが、非常に大事だと思っている。女性の登用率の高い国は、クォーター制(一定数を女性に割り当てる)を取り入れる国が多いが、当町も取り入れ、一定の数値目標を作ってはどうか。

○町長

25%を目標にということだと思いが、防災会議や港湾審議会等は全て男性で、民生委員・児童委員は23人のうち15人が女性で、女性が多くなっている会もある。委員の構成区分は国で決まってきた、団体の長を当てはめている状況なので、そこをどう変えていくか。数年に1回とか委員名簿が変わるが、毎回同じ人が入っている状況なので、職名で変えられるところがあれば、女性を登用できるような変えていく作業が必要と思っている。

例えば、民生児童委員協議会

会長、ボランティアセンター委員長、社会福祉協議会会長が入る、連合自治会長はほとんどが男性なので、これをどう変えていくかで、女性の登用率が変わっていくのではないかと考えている。

核抜き条例の制定について

小田議員③

Q 一次産業を守っていくために条例の制定が必要では

A 近隣市町村の動向等も踏まえて必要に応じて検討する

○小田議員

発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理後に生ずる特定放射性廃棄物は、長期間にわたり人間環境から隔離する必要がある。現時点では、処分方法が十分に確立されておらず、試験研究の一層の推進が求められている。



「私たちは、健康で文化的な生活を営むため、現在と将来の世代が共有する限りある環境を将来に引き継ぐ責務を有しており、こうした状況のもとでは、特定放射性廃棄物の持込みは慎重に対処すべきであり、受け入れ難いことを宣言する」これは、平成12年10月24日に施行された北海道における特定放射性廃棄物に関する条例の一部で、増毛町に置き換えても、十分通用する条例であると考えている。この道条例や近隣町村の反対を押し切って、寿都町・神恵内村の2自治体が、高レベル放射性廃棄物の最終処分場選定に向けた文献調査に応募し、実際に調査が進められている。

当町も寿都町・神恵内村とは、直線距離にして約100kmしかない。北海道の日本海側でれた水産物や農産物への風評被害、事故の際の被害ともに懸念される立地にある。

報道では、島牧村や蘭越町など道内市町村で、いわゆる「核抜き条例」を制定する動きが出

ており、知事もこの動きに「道はあらゆる場面で、全ての市町村に条例順守を要請するのに尽きる。各地の制定の動きをしつかり把握していきたい」と述べ、今後、道条例の制定の背景や意義を幅広く伝えていく考えも示している。

(1)道条例の制定の背景や意義をどのように理解しているのか。  
(2)道の条例順守の要請にどのように応えていくのか。

(3)当町の一次産業を守っていくため、いわゆる「核抜き条例」制定が当町においても必要だと考えるが。

○町長

(1)道条例制定当時の背景等の詳細は承知していないが、「健康で文化的な生活を営むため、限りある環境を将来に引き継ぐ責務を有し、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきである」と道条例にあるように、現在や後世へ及ぼす責務は大変重いものと理解している。  
(2)道条例は「特定放射性廃棄物を受け入れがたいこと」と宣言

しているものであり、当町は文献調査等の調査を含めて検討もしていないことから、道条例の主旨に沿っていると考えている。  
(3)「核抜き条例」の制定は考えていないが、近隣市町村の動向等も踏まえ、必要に応じて検討していく。

○小田議員

当町は平和のまち宣言をしており、町長の政策の観光や産業を守る立場からも、かけ離れたものではない。当町の産業を守るといふところだけ捉えても、当町も核抜き条例は制定しても良いと思う。道内の動向を見ると、核抜き条例が後志管内だけに限られているので、当町は後志管内以外の地域で先頭を切つてこの条例を作り、平和のまち宣言に則した動きを取っていただけたらと思う。今後前向きな検討をしてほしいが。

○町長

この文献調査をしたときに、新聞社からのアンケートで、文献調査に手を挙げた自治体に反対をするかという質問がきた。

そのときには、答えられないと回答している。半数以上の自治体の長がそう答えて、賛成も反対もしていない。様々な考え方で文献調査を引き受けた自治体の判断・姿勢について、簡単に賛成も反対もできないという判断ではないかと思っている。

また、核抜き条例は、後志管内では多くなってきた、全道で3〜4つあるようだが、この条例は町側から提案するのではなく、議員提案により議会が議決した条例だと思っている。議員提案により議決されると、町としてはそれを尊重する立場になると思っている。



基金と町債残高について

川島議員

Q 当町の推移は

A 公債費は平成12年度をピークに減少している



○川島議員

新型コロナウイルス感染症が拡大し、感染防止対策や経済対策によ

り、各自治体では財政調整基金の減少が目立っているとの報道があるが、これまでの当町の基金の推移、特に財政調整基金と町債残高の推移は。

○町長

基金の推移は、令和元年度末の財政調整基金残高が、17億8千2百万円となっており、10年前の平成21年度末の残高3億9千3百万円と比較すると、この10年間で13億8千9百万円増加している。この間、財政運営プ

ランに基づき、前年度決算剰余金や次年度以降の事業に必要な財源を計画的に積み立ててきた結果で、今後も同様の取組を行っていくが、明和園改築等の大きな支出に対しては、借り入れとの比較やバランスを勘案しながら、公債費負担を抑えるため、取り崩しも考えていく。

また、特に新型コロナウイルス感染症による基金の取り崩しは、当町では地方創生臨時交付金を効率的に活用しているため、大きな影響はない。

公債費の推移は、令和元年度末の公債費残高が、一般会計ベースで40億1千2百万円となっており。平成12年度末の120億8千5百万円をピークに年々減少しており、今後は、明和園改築に伴う借り入れで一時的に増加するが、引き続き地方債の新規発行にあたっては財政状況を勘案し、計画的な発行に努め、公債費の縮減を図っていく。



～ 明和園の改築に伴い 公債費残高は一時的に増加 ～

○川島議員

今後の調整基金と町債残高の見通しについては。

○町長

今後の財政調整基金の取り崩しについては、明和園の改築に伴う財政調整基金の取り崩しを考えている。令和3年度では約2億2千万円ほど、4年度、5年度には6億5千万円、計8億7千万円ほどの取り崩しとなる。したがって、5年度末の財政調整基金の残高見込みは、10億円程度になると見込んでいる。

また、今後の起債残高の見込みは、元年度末が40億1千2百万円だったが、明和園改築に伴う借り入れを17億7千万円予定

しているもので、5年度末には、55億2千8百万円と見込んでいく。

新年度には人口4000人を割り込むであろう当町の人口対策について

Q Uターン等に対し町内企業の雇用条件等は調査・広報は可能か

A 調査検討するが無理ではないか

松倉議員①

○松倉議員



当町では、過去10年間で20%以上の人口が減少しており、人口減

少速度を抑えるためには、あらゆる施策の実施が求められており、人口減少において「1. 増やす、2. 減らさない、3. 現状の人的資源で対応する」と分けて着目している。子育て支援、健康寿命の延伸、移住体験、生

きがい活動事業団の活躍など、現在まで様々な取組を行なっていると捉えている。地道な取組をコツコツと実施しながら多種多様なアイデアでチャレンジしていくことが大切であると考えている。

(1)UIJターン（大都市から地方に移住すること）の推進とは、具体的にどのような取組を考えているか。

(2)UIJターンに対して、2年度までの取組内容とその成果は。  
 (3)中でもUターンに対しての推進・充実が現実的な取組ではないか。

○町長

(1)現在実施している移住促進の取組は、地域おこし協力隊事業による中・長期の移住や、ちよつと暮らし住宅を活用した、ふるさと短期就労事業、移住体験による短期移住事業に加え、空き家・空き地バンク制度や中古住宅購入補助、住宅リフォーム等補助制度を整備することによって、一度転出した方や、当町にゆかりのある方、また、縁が無

くても、自然や暮らしを気に入った方の移住を進め、併せて、今現在、住んでいる方も、住み続けられる取組を行っている。

(2)地域おこし協力隊事業は、町内で必要とされている役割、業務を都会から移住してきた人材に担ってもらう事業であり、令和2年度までに9人が着任し、4人が任期中で、5人が任期満了などによって離任し、うち4人が当町に定住している。

移住体験住宅は、平成28年度からの5年間で、延べ27組の利用があり、うち3組は、ふるさと短期就労事業として、ホタテの稚貝作業や、さくらんぼの収穫作業に従事している。

空き家・空き地バンク制度は、令和2年度までに延べ110件の登録があり、現在は22件が町のホームページ上で公開され、中古住宅購入助成は、平成27年度から令和2年度まで延べ19件、住宅リフォーム等補助制度は延べ149件の利用となっている。  
 (3)地域おこし協力隊を例にみる

と、これまで隊員となった9人のうち、5人が当町出身か縁のある方なので、Uターンは有効であるとの考えは、認識を同じくするものであり、今後も道の事業である、UIJターン新規就業支援事業も活用し、移住促進に努める。

また、令和元年度より実施している、ふるさと短期就労事業では、当町にこれまで縁の無かった方ばかり3組が参加し、ホタテの稚貝や、さくらんぼの仕事に短期就労しており、すでに今年の4月にリーダーと新規が1組ずつ参加予定となっていることから、移住促進事業は、魅力的な就労場所と滞在する場

と、これまで隊員となった9人のうち、5人が当町出身か縁のある方なので、Uターンは有効であるとの考えは、認識を同じくするものであり、今後も道の事業である、UIJターン新規就業支援事業も活用し、移住促進に努める。



～移住体験希望者に提供される住宅（別荘）～

所の確保が重要な要素であると考えているので、充実を図り、Uターンのみにこだわらず、当町に住んでみたい、働いてみたいと思う方を幅広く受け入れていく事業を進めていく。

○松倉議員

新年度の町政執行方針でも、様々な意味合いで人口減少という言葉が記載されていた。現実問題として、一人でも増やす、減らさない取組の重要度がさらに増していくと考えるが。

○町長

人口減少は全国の過疎自治体の宿命であると捉えているが、これまで、いろいろな子育て支援を進めてきたが、難しい課題であると認識している。

今後とも地域おこし協力隊の事業等をしつかり進め、少しでも人口減少が留まる施策を進めていかなければならない。

○松倉議員

今後一人でも減らさないことが重要で、当町としてはUターンが、キーポイントになると思っているが地元の人から、「地



元に帰っておいでよ。仕事も色々あるし」と言われた側は、「いや、仕事が無いから、なかなか帰れない」というやりとりもあるようだが、実際に見たり聞いたりしたことはあるか。

○町長

ある。都会で30万円稼いで、当町で20万円、それでも十分仕事ができると思っているが、価値観の違いがあるのではないかと思っている。

○松倉議員

執行方針に労働雇用環境は依然厳しさを増していると書かれているが、実際、仕事がないのか。一方では労働力不足というのも、感じている部分がある。まず最初は情報の見える化のため、当町にどのような条件、雇用形態で雇用できる場があるか調査はできないか。

○町長

雇用や労働の部分は、今までは国の仕事だと捉えている。そういう中で、町がどのような形で見える化をしていくのか、例えば山、畑、酒、味覚など、

当町の魅力をもっと出して、価値観を変えてもらう状況だと思っている。コロナ禍の中で、都会で移住を考えている若い人が非常に多いと聞いているが、雪のある当町は非常に不利だと思う。

そうした中で、当町の出身者のUターンであれば町の状況がわかっているので、その辺を人口対策で強化したい。

○松倉議員

価値観としても、その仕事について、この条件で月給いくらが見えてこないと思う。まずは商工会を通じ、雇用条件面を聞く、農協に後継者はいない、後継者は見込めないが続けていきたい方がどれくらい条件で雇用できるのか、調査することが、都会で移住やUターンを考える人達の具体的な一歩だと思うので、まず調査できないか。

○町長

ハローワークの仕事が町が進めることができるのか、逆にそれを載せることによって、マイナスになる可能性もあるのでは

ないかと思うので検討する。

○松倉議員

調査をすると、ギャップがどれくらいあるのかわかるし、補助、支援の考え方も出てくるのではないかと思う。奨学金を借りていた当町で育った子達に地元の間企業に勤めている間は、奨学金の返済部分を町が補てんや免除するやり方も一つと思う。財源として奨学基金が運用できれば、十分対応できると思う。あとは看護師で3年勤めたらという条件で募集しているが、それを民間にも適用するなど、加味した上でギャップを埋めて一人でもと思うが。

○町長

先ほどの提案で商工会、農協、漁協の方に調査を依頼しても、簡単に出てこないと思っている。ハローワークの仕事なので、それを町で調べてという部分はかなり無理があり、非常に疑問を持っているが打診はしてみる。

○松倉議員

色々な手厚い施策を行っているのに、入口の人数が足りない。

Uターンでどうか誘致という思いを強く持っているが。

○町長

当町出身者のUターンは、冬の寒さにも耐えられると思う。全く当町の冬を経験していない人に、移住してくれとは言えないと思っている。ただ、5月から9月までは住みやすい町であると思っているので、Uターンに限らず、夏だけ移住、2地域移住と、色々な事を考えながら今後とも進めさせてほしい。

松倉議員②

ウイズコロナ。アフターコロナを見据えた新しい観光事業の在り方、新年度における当町の観光事業の方針について

Q 観光事業の方針は  
A 小さな催事環境づくりを検討していきたい

○松倉議員

令和3年度町政執行方針、観光の項目において「ウイズコロ

ナ・アフターコロナを見据えた新しい観光事業のあり方や小規模イベントの開催などを、観光協会をはじめとする各団体や事業所とともに検討する」と記載されている。

感染症の終息の見通しが立っていない中、大型イベントの開催については慎重に判断をしていくとのこと、昨年に続き当町における最大のイベントである「春の味まつり」の中止が決定された。

行政サイドもこの状況下において、模索しながらの事業展開となることが予想されるが、それ以上に観光に携わる民間事業者は、何をどうして、どこまですればよいのかなど、迷走することが考えられる。

そのため、新年度における当町の観光事業の方針を示しているだけなら各事業所でも安心して経済活動が行えると考えられる。(1)ウイズコロナ対策としてはどのようなことを思案しているのか。(2)アフターコロナを見据えた取

組としてはどのようなことを思案しているのか。

○町長

ウイズコロナとアフターコロナについて、二つのコロナを厳密に定義づけるのは困難だが、(1)ワクチン接種も始まっていない中、積極的に観光客に来てもらうPR活動は難しいものがあると考えている。

「春の味まつり」については、昨年に引き続き、開催中止の決定をさせていただいたが、駅前通り等については、感染状況を見極めつつ、テントを一つ二つ設置する等、小さな賑やかし事業については実施も可能と思っている。当町に来たら、何か催事をしていこうという環境づくりを検討する。

(2)現在、国の観光関連施策事業も多く用意されている。コロナの終息が見えた段階で、当町の歴史と食、自然を活かすことができる事業があれば、積極的に活用する。今後の感染状況や、ワクチン接種の計画も不透明なので、事業所にもしつかり感染



～感染状況を見極めた上での小さな賑やかし事業は可能～

症対策に取り組んでもらい、コロナ終息後には活気のある観光事業を展開していきたい。

○松倉議員

感染対策を講じた上での来客に対しての対応で、最低限これぐらいやってくれというイメージがあれば、メッセージとして示していただけませんか。

○町長

今回の飲食店への支援の中で、感染防止対策、アクリル板の設置を支援と同時にかなりやっていただいたため、観光客が来て、当町は感染防止対策をしているイメージで見られるのではないかと。

感染終息が無い中で、町が全

面的にイベントを開くとはならないので、各店舗で工夫し、駅前通り等を散策する観光客の皆さんに、いろいろ楽しんでもらえる施策を店舗の方でやっていただきたいと思うし、そうした業種でない方にもぜひ参加して賑やかし事業をやっていただけたらとも考えている。

○松倉議員

例えば、各民間事業者がやる小規模イベント、賑やかし事業の促進を後押しする取組は、今のところ何か考えているのか。

○町長

例えば駅前通り商店会というのができたと思うが、まずこういうことをやりたいので、商工会を通じてでも、事業費がもらえないかということであれば動けるので、そうしたところが先だと思う。

昨年、ドライブスルーの物販を行った業者もいた。今、道央の酒蔵がイベントを中止する代わりにドライブスルー物販を行うと新聞に出ていたので、各事業所・商店で、様々な工夫をし

ながら進めていただければと思う。その結果、町や観光協会の方に事業費が必要であれば、提案する。町がお金を用意するか、やってくれということにはならないと思う。

増毛町で眠りたい。合葬式墓地整備の可能性について

松倉議員③

Q 整備に向けニーズ等の調査・研究は考えられるか

A 3年度中に利用者把握のためのアンケート調査を行い規模や時期を検討する

○松倉議員

少子高齢化や核家族化を背景としたお墓の継承者の不在などの問題解消の要望に 대응するため、合葬式墓地を自治体が整備している事例を目にする。

当町においても、親族、後見人等の方が町外に居住し、お墓も当町に無い方や、あっても継

承されず、町外に納骨される方が多いと聞いていますが、親族の方から「できれば増毛町で眠らせてあげたい。お墓が町外にあるのでそこに納骨予定で、合同墓があれば増毛町から離れないで済むのだが」という寂しい声を聞いた。高齢者施設に入所されるために故郷を離れなければならず、生前、ふるさと増毛町で眠りたいと願っていた方もいたと思う。

現在住んでいる町民も、お墓の後継者不在で、とても不安を感じている方が多数存在している。管理を町が行うことにより墓地継承の不安や無縁仏として放置される心配が無くなるのではないか。

管理・運営・申込・納骨の条件・宗教的側面など整備について課題もあると考えるが、合葬式墓地整備の可能性について3点伺う。

- (1) 道内においての事例について。
- (2) 明和園裏にある納骨堂は当町において一つの事例であると捉えているが、現在までどのような

に管理・運営されているのか。(3) 整備の可能性もしくはニーズ等も含めた調査・研究をする取組は考えられるのか。

○町長

- (1) 令和2年12月時点で道内において公設の合葬式の墓地を整備しているのは、179市町村中47市町村となっている。
- (2) 明和園の納骨堂は、施設に入所して身元引受人がいない方の遺骨を管理するために明和園が設置したものであり、現在35体の遺骨が収骨されており、管理・運営については明和園が行っている。
- (3) 町民アンケートで合同墓の必要性については、一定程度のニーズがあることは把握し、2年度第2回定例会で、任期中に建設すると答弁したが、2年度までに視察を行った3自治体の中に運用開始後4か月経っても合同墓利用の申込みが無い事例もあつたため、利用者を一定程度把握するための利用アンケート調査を3年度中に実施し、規模や時期を検討する。

町道の維持管理について

酒井議員

Q 迅速な排水溝周辺の厚い氷の処理は

A 速やかな状況に応じた対策を行う

○酒井議員



以前に町道の補修等について、雪解け後の補修箇所の確認はいつ

行うのか聞いたときには、「毎年5月に全町の路線のパトロールを行い、通行に支障のあるところから補修を実施している」とのことだった。

- (1) 新年度では、令和2年度からの繰越事業で、道路補修事業として事業費2千7百万円の弁天町3丁目通線道路擁壁改良工事が予定されているが、それ以外に補修を予定している箇所、事業費は。



(2) 近年の当初予算で道路補修の事業費と決算の額は。

(3) 町道の全てを完璧に維持管理するのは容易なことではないが、町民が安全に通行するためには、最大限努力することが求められていると思う。冬の間は除排雪が中心になり、積雪量にもよるが、雪の下の道路縁や歩道のことは、春になって雪解けが進んでからになると思う。

毎日の降雪量の確認は、除排雪の委託先が行っていると思うが、冬期間は道路縁の路面が厚い氷に覆われていて、融雪水が流れにくい状況があり、以前には流雪溝が整備されているところでも毎年のように水が溢れることがあった。

町道の維持管理は、通常は春から秋にかけての仕事が主で、雪解けの時期以外でも暖気の際には見回っているが、更にその範囲を広げて通行に支障が出ていないかを確認することが必要ではないかと思うが。

○町長

(1) 弁天町3丁目通線道路擁壁改

良工事のほかに当初から決定している路線はなく、道路補修維持として全路線に対して全体で237万5千円の事業費を実施する予定。

(2) 平成29年度当初予算237万5千円に対し、決算額は501万円。30年度当初予算237万5千円に対して、決算額369万3千円。令和元年度当初予算237万5千円、決算額577万円、2年度当初予算237万5千円、決算見込み額258万6千円。

(3) 通常の定期的なパトロールのほか、4月から5月には阿分地区から雄冬地区まで、すべての町道の破損箇所を点検・改修台帳を作成し、緊急的な修繕は職員で行い、その他舗装等は業者に委託する。台風や災害等についても同様に対応している。冬期間は、職員で降雪や道路状況のパトロールを行うが、除雪の委託業者からの情報も活用している。春の雪解け時期は雪や水

のため排水出来なくなる場合があるが、外気温等を確認し雪解



～ 令和3年度は弁天町3丁目通線道路擁壁改良工事を実施～

けが進む日にはパトロールを実施し、水たまり等は職員で対応している。パトロールは、引き続き今までと同様の対応で考えているが、見落とし等がある場合は、町に連絡をしてほしい。

○酒井議員

町道の補修等は、雪解け後の点検が済んでから、当初で組んでいる修繕料が規模によつては、新たに補正予算を組んで行うことになると思う。しっかりパトロール等を行っており、ごく稀なケースだったと思うが、町道の不備から、けがをした町民に賠償責任が生じた例もあるので、

しっかりと点検をしてほしいと思うが。

○町長

担当課でしっかり見回りをしていると思いましたが、見落とし等も考えられると思う。今年は特に雪が多く、冬期間も除雪の出勤も含めて、道路の状況を絶えず確認するように指示をしている。

○酒井議員

先月の中旬に暖気と降雨が何日続いた時があったと思うが、私の近所で融雪水が溜まってきた20〜30cm程になったことがある。車の走行ばかりではなく、住民が歩くのにも支障が出た。道路縁の水が厚く、雪を除いても排水溝の入口が見つからないため、氷を割りながら探したが、見つからなかったことがあった。役場建設課に電話し、排水溝の入口どの辺かわからないかと聞いたところ、すぐに3人の職員が来てくれて、暗くなつてしまった状況で、多少時間もかかったが、処理をしてくれてなんとか水が流れたということが

あった。毎回ではないが、多少手を掛けてるつもりではあるが、一年経つと排水溝の入り口は忘れてしまう。当町では町民の高齢化が進んでいる状況にあるので、担当職員の負担が増えることになるかと思うが、春先の融雪期ばかりではなく、季節はずれの暖気や降雨の時には町道を見回ることが必要になると思うが。

○町長

毎年同じ様なところで同じことが起こっている状況なので、担当課はある程度こうした気象状況の中では起こりえることを最初から思っていればすぐ行動もできると思う。30cmも水が溜まらないように、しっかりと職員に状況を考えながら見回ってもらう。

○酒井議員

融雪水対策として、事前に道路の傾斜、形状を確認して注意する箇所を把握することは、だいたいやってると思うが、さらにその辺のことを降雪期の前によってもらったら良いと思う。

それと融雪期には排水溝の入り口周辺の氷を処理しないと、水が流れないと思うが、その氷が厚くて大変な作業になるので、小型の重機等の機械を使って、水をはぎ取ることができれば、比較的短時間で作業が完了するのではないか。

○町長

機械を使うとは約束できないが、状況に応じて対策を練っていく。

○酒井議員

除雪費の追加補正2千2百万円組まれていたが、これで今年の除雪費については終わり、間に合うということか。

○副町長

一般の除雪費補正予算の積算根拠が2月上旬で、2月、3月の見込みであった。現在、3月15日時点で、若干足りないため予備費の中で処理したいと思っている。

水道管(鋼管)腐食等による交換費用(個人負担)について

合羽井議員①

- Q 水道管交換時の補助金制度を検討できないか
- A 町内各所でのピンホール発生状況等を把握し必要性を検討したい



○合羽井議員

どの家庭でも水道管の配管といえ「鋼管」など耐震性のある鉄製管を使用し水道管として使っていたが、錆びやすいことや接合部の不具合や加工が大変というデメリットがあり、近年ではポリ管やHIVP管がよく使われているようだ。

錆などが原因でピンホール(針で突いたような小さな穴が開くこと)が多くりフォームなどでも、鉄管が使われるケースが少なくなっているようだ。

銅管は主に給湯管に使用され、鉄管や樹脂管と比べ熱に強いという特性があるが、接続には「はんだ付け」を行う手間がかかり、局部腐食によりピンホールが生じ漏水が多く発生しているようだ。

最近ではポリエチレン管という電気融着継手で行うものが出てきている。最大の特徴は、95℃からマイナス70℃までと圧倒的な耐熱・耐寒性に優れ、塩素水に対する耐久性も強く、酸化しにくいというものである。これからリフォームと同じく水道管交換時にも補助金制度の設置は考えられないか。

○町長

ピンホールの原因については、水源の水質をはじめ水圧や流速など様々な要因、地理的条件が複合的に作用して発生する。そのため原因の特定は難しいと考えているが、水源の水質については、銅管腐食性の水質検査を専門機関に依頼して年2回実施しており、これまで銅管の腐食に影響を与えるという検査結果



～漏水の原因となるピンホール～

いろいろな要因が考えられるということ、毎年水道水や原水、上水も含め水質の検査の方はそれほど問題ないと感じるが、町内の設備会社にいろいろ統計をとり聞くと、川、原水、直接川の水を使うと100%銅管には影響なく、飲み水として使うので塩素水を混ぜるので、多

○合羽井議員

は出ていないので、水質については問題ないものと考えている。浄水場から供給している水道水についても、塩素濃度を基準値内に抑えているため直接の原因ではないと考えているが、現に町内各所でピンホールが発生している状況なので、詳細を把握した上で、補助制度の設置が必要か検討したいと考えている。

○上下水道課長

直接見に行ったことはないが、業者より詳しいことを聞いています。くなると思うが、いろんな要因の中で、地域ごとに多いところと少ないところがある。一番最初20年位前から別荘から始まり、今、舎熊、市街地でも起きていくということだが、自分自身も1年も経たないうちに4回くらい連続して穴が開いた。担当課で実際にピンホールが起きた状況を見に行つたことがあるか。

危機管理専従職員の配置について

合羽井議員②

Q 危機管理室などの専門部署の設置は考えられないか

A 今後の職員の人員管理を考えると難しい

○合羽井議員

東日本大震災以降、国・道の

指導の下に防災計画の作成等やコロナ対策等で、職員の業務が増大している。3月8日の北海道新聞の朝刊に、防災専従職員不在が39%、専従1人が19%、また82・3%は防災担当者が不足・やや不足という記事が載っていた。

1年前に危機管理専門職の配置を検討しているとの答弁があったが、自衛隊の地域支援センターへの聞き取り、消防退職者等の考慮などを行い、これだけ業務が多くなってきたので、危機管理室などの専門部署の設置は考えられないか。

○町長

1年前の3月定例会で答弁した「自衛隊の地域支援センター」からの危機管理専門職の説明は、コロナ禍の状況もあり、説明をいたいただく機会を設けることができなかつた。

現在の防災業務担当者は、専門職ではないものの防災に長年携わり、知識と経験が豊富な再任用職員が主に担当しており、適任者だと思つているが、消防

退職者等も、今後検討していく。また、専門部署は、今後の職員の人員管理も考えると、設置は難しい。

○合羽井議員

いろいろな災害や去年からのコロナ等で、職員の業務も大変だと思うが、何が起きるかわからない状態なので、専門職を含めた形を作ると、職員の負担も考えた上で、また専門的な知識も多く吸収できると思うが、再度、危機管理室等の部署を作れないか聞きたい。

○町長

大きな自治体だと危機管理室や対策課等を設置してと思うが、当町のような小さな自治体では、専門部署はなかなか難しい。コロナ禍の中では、主に福祉厚生課が担当している状況もある。危機管理室という防災面では、将来、消防職員の退職者を充てることも考えられるし、現在もかなりの防災知識のある職員が担当しているということである。



新規公営事業について

上野議員

Q タクシーとバスを公営企業として運営しては

A 現実的ではないと考えている



○上野議員

人口の減少や、昨年春からのコロナ禍の影響で、当町の経済もダメージを受け、一昨年の明日萌タクシー増毛営業所事業終了後、車両を1台常駐する形で引き受けてくれていた小鳩交通がこの3月限りで撤退し、さらには、スクールバスの運行を委託している町内唯一のバス会社も解散すること。

新年度が始まる4月には当町の人口も3千人台になってしまいうような状況で、人口減少や公共交通機関の不便さの進行などを踏まえて当町の将来を展望す

ると、どうにも明るい未来図を描くのが難しく感じる。

当町には特別会計の中に「企業会計」が存在し、すでに事業を行っている。公営企業制度は、地方公共団体が地域住民にサービスを提供するものだが、「経営」なので、そこにはリスクが伴う会計であることは周知のとおりだ。

しかし、リスクがあるとはいえ、この公営企業にタクシーの運営事業、バスの運営事業を設け、事業者に補助金や委託金を支払う一般会計から切り離して、自ら事業者となつて町民サービスを提供する必要があるのではないかと思う。そうでもしないければ、住民の足を守る積極的な政策にならないと思うがどうか。

○町長

スクールバスの運行及びタクシー会社への補助により行っている地域交通確保事業について、現在、他の民間事業者との調整も含め、国の地方交通に対する制度を利用した事業を検討中。

提案の公営企業としてのバス及びタクシー事業の運営についてだが、国の地方公営企業に対する考え方は、独立採算が原則であり、不採算事業については、民間譲渡あるいは廃止を検討するよう指導されている状況である。

大都市における都市交通事業も赤字経営が続く状況であり、当町のような規模で、利用者に相応の負担を求め公営企業として経営を行うことは、現実的ではないと考えている。いずれにしても、スクールバスの運行は範囲を広げ無料で運行している状況であり、地域交通の確保についても、当町の現状に合った、町民のみなさんが利用しやすい方法を検討している。

○上野議員

昔、ルンビニ幼稚園がなくなった時、幼稚園の事業を町営にしたが、それとは全く事情が違うという考えか。

○町長

私立のルンビニ幼稚園がなくなった時に、町営の幼稚園を開

設したということなので、企業会計の部分と町営でやる部分との違いがあると思っている。今回、企業会計で交通事業を進めるとなると、町民の負担を必ずいただくことになる。都市の交通事業と同じ状況になるので、逆に町民の足を守ることはならないと考えている。

○上野議員

砕石事業だと失業対策事業、公営企業ではないが、診療所事業は町民の健康を維持するために必要な事業であったり、水道事業だと町民に安全な水を安定的に供給するという事業だが、将来的な町民の足の確保は、やはり公共的な事業として必要ではないかと思うが。

○町長

スクールバスの事業も公共的な事業ととらえている。タクシー事業についても、福祉事業的な有償運送を検討しており、それも町で運営する公共事業ととらえている。

○上野議員

スクールバスに関して、町内

に新しく設立する合同会社がバスを運行するという話があった。今後、もし町へ出資に対する打診などがあつた場合には応じる考えはあるか。

○副町長

今現在、出資は固まり、新しい会社が設立されるということになっているので、現状では考えていない。

**町民生活に密着した交通網の維持と安定した交通手段のための助成について**

**Q** 空白地域のタクシー助成等は何らかの形で継続するか

**A** 継続していきたい

○大井議員



昨年12月に、町内でタクシーの営業をしている留萌市にあるタクシー

会社から当町での業務から撤退する旨の申し出があつたと聞いた。1年5か月余りの期間で終了となるようだが、これからますます必要性が高まっていくであろう交通機関の撤退に町民は驚きと、この先の不安を抱えていると察する。

(1) 社会福祉協議会が実施する、障がい者の不外出機会を解消するための「身体障がい者福祉協会交通費助成金事業」は、タクシー利用チケット助成をしており、町はこの事業への補助を行っている。タクシー初乗り1枚610円、ひとり年間24枚を助成するこの事業への補助は、いつ頃開始されたのか。枚数については、毎年確認されていると思うが、更新等の手続きがあるのか。また、ひとり1回のみの助成なのか。

(2) バスが運行されていない地区の交通空白地域の町民にタクシー初乗り料金の助成や、運転免許を自主返納された70歳以上の高齢者に、路線バス回数券やタクシー利用券の一部を助成す

る補助制度も引き続き行われる予定となっている。現在、高齢化率45・1%だが、20年後には50%に達し、2人に1人が高齢者になると予想され、更にタクシーの重要性が高まっていくと思う。今後どのようにこれらの助成制度が進められていくのか。

○町長

(1) 町社会福祉協議会で実施している「身体障がい者福祉協会交通費助成事業」は資料によると、平成14年度からになるが、その当時には、すでに補助金を交付しており、現在に至っている。利用状況は直近5年間の推移を見ると、利用人数は減少傾向にあるが、利用枚数は内容の変更もあつて増減を繰り返している状況。令和元年度の利用実績は、利用者33人、利用枚数458枚となっている。更新等の手続きは、利用者に対して毎年春に案内を送付しており、新規の方には身体障害者手帳交付時に周知し、本人からの申し出によりチケットを配布している。助成の回数、年度単位での申込と

なっているが、特に制限なく毎年利用することができる。(2) 民間事業所撤退後の新たな運行制度は鋭意検討中だが、現在実施している「高齢者運転免許自主返納支援事業」や「地域交通対策事業助成金」は新たな交通手段決定後についても継続して実施できるように制度設計を図りたいと考えている。また、「高齢者運転免許自主返納支援事業」や「地域交通対策事業助成金」の利用者には、今後文書で連絡する予定。

○大井議員

タクシーの助成については、今のタクシー会社が撤退した後、なんらかの形で継続していくということか。

○町長

継続していきたい。

○大井議員

タクシーについてこれからどうするかは、役場内で協議会を設けているのか。

○町長

設けていない。今後設けることも考えていない。

○大井議員

タクシーの運行となると、先ほどのスクールバスの運行と違い営業車になるので、色々な専門的な事もあると思うが、そういった部分のことは、担当課ではきちんと把握しているということか。

○町長

把握している。

○大井議員

運転免許の自主返納の中で、やむにやまれず運転ができなくなる事情も多分にある。介護の認定を受けることや、バスやタクシーにも乗りづらくなることもある。バス・タクシーの回数券の他に、当町の地域で使える商品券の助成は考えられないか。

○町長

自主返納で、車の代わりにバスやタクシーを使う形で制度設計をしている。それについては検討させていただくが、まず目的が全く違うと思うので、使えないから商品券で代用する話にはならないと考える。



～ 町で4月から公用車を利用した無償運送を実施中～

流雪溝の有効活用について

大井議員②

Q 流雪溝の活用には何らかの対策が必要では

A 自治会や隣近所の方の共助という形でお願しいたい

○大井議員

当町の流雪溝の整備は、昭和62年度から工事を行い、流雪溝の投雪口は平成2年にAルート10路線で131か所、3年にはBルートの8路線で84か所が

完成し、供用開始されている。A・Bルートそれぞれ午前と午後、2回使用出来るように時間が決められている。

整備された当時は画期的な事業で、使用開始時には沿道に町民の投雪される姿が数多く見受けられた。しかし、数年前から人口の減少により、使用の減少にも繋がってきた。当町を離れる方々が多くなり、除雪されていない家が目立つようになってきた。また、独居高齢者に、大きな負担がかかっている状況で、今後さらに増加の傾向が続くと思う。

(1) 現在、使用されている流雪溝の蓋は、開口するには相当な力が必要になる。整備開始から30年が経ち、その当時40歳・50歳代の方々は70歳・80歳代になっており、自力で開口することが困難になってきている。近い将来には何らかの対策も必要だと思いが。

(2) 流雪溝の整備と同時に「増毛町流雪溝管理運営協議会」が発足したが、この協議会は国・道・

当町の管理者と利用者で成り立っている組織と聞いた。どのようなことを目的とした協議会なのか。

(3) A・Bルートは、導水口・流末口・時間がそれぞれ違い、降雪量や天候状況で使用制限がかかることもある。毎日同じ作業であっても、その日の天候や状況が変化し、不規則な時間のパトロールもあると思う。流雪溝の監視・パトロールは、当町の担当課で行っているのか、それとも委託しているのか。委託の場合、業務を分担しているのか、それとも全般を委託しているのか。また、業務内容は、具体的にどのような内容か。

○町長

(1) 流雪溝は、町内の国道・道道・町道の一部に整備されている。道路排水等のグレーチングは、道路の用途により耐荷重が決められており、現在の流雪溝の蓋は耐荷重を基に設計され設置している。強度と重量がある製品のため、変更等の対応はできない。



(2) 流雪溝の合理的かつ効率的な利用に供するため、利用者等の連絡調整を図ることにより、流雪溝の設置目的を達成し、沿線の振興発展に寄与することを目的とする協議会である。毎年利用時期前に、町・利用者のうちから選任された役員・留萌開発建設部・留萌建設管理部の出席により協議会を開催し、管理・運営について協議を行っている。増毛土建株式会社に委託している。委託期間中は毎日、Aルートは午前6時から午後2時まで、Bルートは午前8時から午後4時まで、導水口・流末口・流雪溝利用状況を監視・パトロールし、導水口等施設の不備、高波により流末口の閉塞が生じた場合は利用制限をかけるようになっている。また取水量も確認し、日報で報告を行うこととなっている。これら委託業務は、A・Bルートともに2人体制で管理を行っている。

○大井議員

年々、流雪溝が使用されている場所とされていない場所の区

別が大きくなり、交通に支障をきたしている所が見受けられる。何か対策があるのではないか。

○町長

流雪溝は、道路の付近住民が管理する状況だが、これだけ過疎化になって家がなくなり空き地になったところは、どうしても管理されない状況になっている。それをどうするか、大変厳しい状況である。

○大井議員

蓋がすごく重くて、年配者の方が大変苦労している。先日担当課に確認してもらったが、なかなか難しいということだった。ただ、町にだけお願いするのではなく、流雪溝のある自治会も協力しながら、やっていかなければならない時代になったの思いもある。流雪溝の蓋を開けるときに、開けやすくする方法として、融雪剤等を蓋の周りに撒くとか、蓋を軽くて丈夫な物に変えらると、皆さんもできるのではないかと思う。融雪剤や凍結防止剤を撒くことはできないか。

○町長

流雪溝の利用組織があると思うので、そういうところに出せるかも知れない。ただ、80歳を過ぎてから、果たして除雪をすることが大丈夫なのかと思う。自治会や隣近所の方が開けて、除雪が終わったらその人が閉める自治会もあると聞いているので、共助という形で自治会の方をお願いしたいが、そこにも人がいなくなってきたのでは、どうしようもなくなると思っている。特に畠中町1丁目、3丁目は昔と違ってかなり雪が残っていると感じている。



～ 過疎化が進み管理・運営方法の検討が必要な流雪溝 ～

委員会活動リポート

総務文教常任委員会

タブレットを活用した  
オンライン意見交換会

2月19日に総務文教常任委員会では、コロナウイルス感染症拡大等により、会議室に集まること難しい場合にオンライン会議を活用することを想定し、導入したタブレット端末を利用したオンライン意見交換会を実施しました。今回実際に体験したことで、万が一の際の備えとして、オンライン会議のイメージを共有できましたが、なにより一日も早くコロナウイルス感染症が終息を迎えられることを願っています。



～ オンライン会議のイメージを共有できました～

編集後記

世界全体で確認された新型コロナウイルス感染者数は1億3997万9449人、死者総数は300万2255人になり、タイでは2週間の休校を実施するとともに全国的に都市封鎖措置を強化する方針とのことであり、トルコでは4月16日に1日当たりの感染者数が最多を記録

したとのことで(2021年4月18日/新型コロナウイルス感染症情報センター)、新型コロナウイルスの蔓延はまだまだとどまることがないようです。

町議会は本年1月下旬、コロナウイルス感染症対策として、タブレット端末を導入し、各常任委員会や全員協議会等で順次活用を開始してはいますが、今回の令和3年第1回定例会と予算

審査特別委員会では、議場内での『令和3年度増毛町各会計予算書及び予算説明書』が端末でも閲覧できるようになりました。

しかし、まだ試行期間ということもあり、紙媒体との同時使用なので、議場では、これまで同様に紙の予算書を使って審議に参加している議員や端末を使っていない議員など、その様子はまちまちでした。予定では1年ほどかけて端末の活用を本格化させていくようですので、来年の予算審査特別委員会では完全移行されているのだろうと思います。

間の連絡はもちろん、端末を使用した編集・校正作業を行いましたので、何とかICT化のスタートラインに立てたような気がします。

次回6月定例会後の編集も今回と同様の作業を行って問題点や改善点を見出し、端末を有効活用した進め方を模索していく方針です。実際、4月8日の編集会議では、早速新しい提案も出されていきましたので、議会広報の内容はもちろん、議会広報特別委員会の運営もより良いものにしていきたいと考えています。

(至成)

議会のうごき

2月

- 5日 議会だより 164号発行
12日 総務文教・産業厚生合同常任委員会
19日 総務文教常任委員会オンライン意見交換会

3月

- 5日 議会運営委員会
9日 全員協議会
令和3年第1回定例会(第1日)
令和3年度各会計予算等審査特別委員会
17日 令和3年第1回定例会(第2日)
令和3年度各会計予算等審査特別委員会
18日 令和3年第1回定例会(第3日)
令和3年度各会計予算等審査特別委員会

4月

- 8日 議会広報特別委員会
15日 議会広報特別委員会
26日 令和3年第2回臨時会
全員協議会

さて、議会広報特別委員会での活用はといいますと、前回の12月定例会後の編集時は、まだ端末導入前でしたので、年末は紙の原稿用紙を使っていた作業でしたが、1月下旬の端末導入後は、早速事務局との連絡や校正作業終盤に端末の活用を始めました。そして今回は、まだ全員ではないものの、事務局や議員

議会広報特別委員会

- 委員長 上野 剛
副委員長 大井 紀美恵
委員 岩崎 俊一
酒井 倫明
川島 優
合羽井 達男